

振替口座簿の記載又は記録により定まるものとする。

2 発行者が、その優先出資について第十三条第一項の同意を与えるには、取締役の決定（取締役が数人あるときは、その過半数をもつてする決定）によらなければならない。

（優先出資証券の不発行等）

第二百六十七条 振替優先出資については、優先出資証券（資産の流動化に関する法律第二条第九項に規定する優先出資証券をいい、旧資産流動化法第一条第七項に規定する優先出資証券を含む。以下この節において同じ。）及び単位未満優先出資証券（資産の流動化に関する法律第四十八条の四の二第一項に規定する単位未満優先出資証券をいう。以下同じ。）を発行することができない。

2 振替優先出資の優先出資社員（資産の流動化に関する法律第二十六条に規定する優先出資社員をいい、旧資産流動化法第二十六条に規定する優先出資社員及び単位未満優先出資証券を発行しない旨の資産流動化計画（資産の流動化に関する法律第二条第四項に規定する資産流動化計画をいう。以下同じ。）の定めのない特定目的会社の単位未満優先出資社員（資産の流動化に関する法律第四十八条の三第一項第一号に規定する単位未満優先出資社員をいう。以下同じ。）を含む。以下同じ。）は、当該振

替優先出資を取り扱う振替機関が第二十二条第一項の規定により第三条第一項の指定を取り消された場合若しくは第四十一条第一項の規定により当該指定が効力を失つた場合であつて当該振替機関の振替業を承継する者が存しないとき又は当該振替優先出資が振替機関によつて取り扱われなくなつたときには、前項の規定にかかわらず、発行者に対し、優先出資証券（単位未満優先出資社員の場合にあつては、単位未満優先出資証券）の発行を請求することができる。

3 発行者が発行済みの優先出資について第十三条第一項の同意を与えた場合には、優先出資証券及び単位未満優先出資証券（それぞれ公示催告手続が行われてゐるものと除く。）は、次条において読み替えて準用する第二百三十二条第一項第一号の一一定の日において、無効とする。

4 次条において読み替えて準用する第二百三十二条第一項第一号の一一定の日において公示催告手続が行われてゐる優先出資証券及び単位未満優先出資証券は、次条において読み替えて準用する第二百四十六条第四項において読み替えて準用する第二百三十二条第五項の規定による増加の記載又は記録がされた日に置いて、無効とする。

(優先出資に関する株式に係る規定の準用)

第二百六十八条 第七章の規定（第二百二十八条、第二百三十四条第七項、第二百三十七条から第二百四十五条まで、第二百五十二条第六項、第二百五十四条第六項、第二百五十五条第二項第三号、第二百五十八条第一項並びに第二項第二号及び第三号、第二百六十四条、第二百六十五条、第二百六十七条、第二百六十八条並びに第二百六十九条第一項第三号から第六号までの規定を除く。次項において同じ。）は、優先出資について準用する。この場合において、次項に定める場合を除き、これらの規定中次の表の上欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

数	口数
端株主	単位未満優先出資社員
総数	総口数
株主名簿	優先出資社員名簿
振替数	振替口数
発行総数	発行総口数
超過数	超過口数

合計数	合計口数
特定被通知株主	特定被通知優先出資社員
少数株主権等	少数優先出資社員権等
新株予約権	新優先出資の引受権
株式申込証	優先出資申込証
特別株主	特別優先出資社員
一株	優先出資一口
端株原簿	単位未満優先出資原簿

2 第七章の規定を優先出資について準用する場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとするほか、必要な技術的読み替えは、政令で定める。

第一百二十九条第三項第 以下	第一百三十一条第一項を除き、以下
-------------------	------------------

第一百三十一一条第一項

会社の成立後に その旨及び	発行済みの その旨、第一号の一月前までに告し、かつ、 株主及び株主名簿
第一号の 一月前までに 株主及び株主名簿	同号の 一月前までに公告し、かつ、 優先出資社員等（優先出資社員及び単位未満優先出資原簿（資産の流動化に関する法律第四十八条の三第一項に規定する単位未満優先出資原簿をいう。以下同じ。）に記載又は記録のある単位未満優先出資社員をいう。以下この条において同じ。）及び優先出資社員名簿（資産の流動化に関する法

			律第四十四条第一項に規定する優先出資社員名簿をいり、旧資産流動化法第四十四条第一項に規定する優先出資社員名簿を含む。以下同じ。)
第一百三十二条第一項第一号	株主(及び当該質権者)	優先出資社員等(及び当該質権者並びに当該一定の日の前日までに単位未満優先出資証券の提出があった単位未満優先出資社員(以下この条において「証券提出単位未満優先出資社員」という。)及び当該単位未満優先出資証券に係る単位未満優先出資の質権者)	
第四項	第四項(第八号の二及び第八号の三を除く。)		

第一百三十一条第一項第

二号

- 二 前号の株主又は質権者のために開設された当該振替株式の振替を行うための口座（次項本文（第一百四十条第一項において準用する場合を含む。）、第一百三十三条规定された当該振替優先出資の振替を行うための口座（次項本文、第一百三十三条第二項第一号（同条第三項（第一百四十六条第五項において準用する場合を含む。）及び第一百四十六条第五項において準用する場合を含む。）又は第一百四十六条第二項本文の申出により振替機関等が開設した口座（以下この章において「既存特別口座」という。）を除く。）を前号の一定の日までに当該発行者に通知すべき旨において準用する場合を含む。）、第一百四十六条第五項に及び第一百四十六条第二項において準用する場合を含む。）、第一百四十六条第二項に
- 二 前号の優先出資社員等、質権者又は証券提出単位未満優先出資社員のために開設された当該振替優先出資の振替を行うための口座（次項本文、第一百三十三条第二項第一号（同条第三項（第一百四十六条第五項において準用する場合を含む。）及び第一百四十六条第五項において準用する場合を含む。）又は第一百四十六条第二項本文の申出により振替機関等が開設した口座（以下この章において「既存特別口座」という。）を除く。）を前号の一定の日までに当該発行者に通知すべき旨において準用する場合を含む。）、第一百四十六条第二項に

む。）、第一百四十三条第一一定の日の前日までに当該発行者に提出

項本文（同条第八項、第十すべき印

項、第十二項及び第十三項

において準用する場合を含

む。）、第一百四十四条第二

項第一号（同条第三項）（同

条第七項から第十項までに

おいて準用する場合を含

む。）、及び第七項から第十

項までにおいて準用する場

合を含む。）、又は第一百四十

六条第二項本文の申出によ

り振替機関等が開設した口

座（以下この章において

「既存特別口座」とい

う。）を除く。）を前号の

一定の日までに当該発行者

に通知すべき旨

第一百三十二条第二項

株主又は質権者

優先出資社員等、質権者又は証券提出単位

未満優先出資社員

株主又は当該質権者

優先出資社員等、当該質権者又は当該証券

提出単位未満優先出資社員

第一百三十二条第三項

以後、速やかに

において

第一百三十二条第四項第

株主又は質権者

優先出資社員等、質権者又は証券提出単位

未満優先出資社員

第一百三十二条第四項第

八 第百二十九条第三項第七

八 第百二十九条第三項第七号に掲げる事

八号

号に掲げる事項のうち、発行者が知り得る事項として
行者が知り得る事項として

一項のうち、発行者が知り得る事項として
政令で定める事項

政令で定める事項

八の二 単位未満優先出資のうち、第一項第一
号の一定の日の前日までに当該発行者に
対し単位未満優先出資証券の提出がな
かつたものがある場合には、その合計口
数

八の三 前号に規定する場合には、当該発
行者の口座（二以上あるときは、そのう
ちの一）

第一百二十二条第五項第

一号

掲げる記載又は記録

掲げる措置

第一百三十二条第五項第	株主	優先出資社員等又は証券提出単位未満優先
一号イ	出資社員	
<p>第一百三十二条第五項第 一号亦</p> <p>は記録</p> <p>ト 当該振替機関が前項第八号の三の口座を開設したものである場合には、当該口座の保有欄における同項第八号の二の口数の増加の記載又は記録</p> <p>ト 当該振替機関が前項第八号の三の口座を開設したものでない場合には、その直近下位機関であつて同号の発行者の上位機関であるものの口座の顧客口座における当該発行者に係る同項第八号の二の口</p>	<p>亦 当該口座における前項第八号に掲げる事項の記載又は記録</p> <p>ヘ 当該振替機関が前項第八号の三の口座を開設したものである場合には、当該口座の保有欄における同項第八号の二の口数の増加の記載又は記録</p>	<p>亦 当該口座における前項第八号に掲げる事項の記載又は記録</p>

第一百三十二条第五項第

二号

二 当該振替機関が前項第三号の口座を開設したものでない場合には、その直近下位機関であつて同項第二号

措置

イ 当該振替機関の直近下位機関であつて前項第二号の加入者の上位機関であるものの口座の顧客口座における当該加入者に係る同項第四号の数と同項第五号の振替優先出資の口数を合計した口数の増加の記載又は記録及び当該の増加の記載又は記録及び

数の増加の記載又は記録及び当該直近下位機関に対する同号及び同項第八号の三に掲げる事項の通知

当該直近下位機関に対する

第八号までに掲げる事項の通知

同項第一号から第八号まで

口 当該振替機関が前項第八号の二の口

に掲げる事項の通知

座を開設したものである場合には、当

該口座の保有欄における同項第八号の

二の口数の増加の記載又は記録

ハ 当該振替機関が前項第八号の二の口

座を開設したものでない場合には、そ

の直近下位機関であつて同号の発行者

の上位機関であるものの口座の顧客口

座における当該発行者に係る同項第八

号の二の口数の増加の記載又は記録並

びに当該直近下位機関に対する同号及

び同項第八号の三に掲げる事項の通知

6 前項の規定は、同項第二号（この項において準用する場合を含む。）の通知があつた場合における当該通知を受けた口座管理機関について準用する。

号（この項において準用する場合を含む。）の通知があつた場合における当該通知を受けた口座管理機関について準用する。

6 前項の規定は、同項第一号ト及びハ（これらの規定をこの項において準用する場合を含む。）の通知があつた場合における当該通知を受けた口座管理機関について準用する。

7 発行済みの優先出資の全部について資産の流動化に関する法律第四十九条第一項において準用する商法第二百二十六条ノ二第三項の規定により優先出資証券が発行されていない場合であつて、資産の流動化に関する法律第四十八条の四の二第一項本文の請求がないとき又は同項ただし書の規定により単位未満優先出資証

二三三四

券が発行されていないとき（旧資産流動化法第四十九条において準用する商法第二百二十六条ノ二第三項の規定により優先出資証券が発行されていない場合を含む。）において、第十三条第一項の同意を与えるようとする場合には、第一項の規定にかかるわらず、発行者は、その旨及び同項各号に掲げる事項を同項第一号の一定の日の一月前までに公告し、又は優先出資社員等及び転換特定社債（資産の流動化に関する法律第二百二十三条の二第一項に規定する転換特定社債をいう。以下同じ。）若しくは新優先出資の引受権（同

				法第百十三条の四第二項に規定する新優先出資の引受権をいう。以下同じ。）を有する者に通知しなければならない。
第一百三十四条第一項	商法第二百十二条第一項の決議後	商法第二百十二条第一項	商法第二百十二条第一項	第一百三十五条第一項
第一百三十五条第一項第一号	当該振替優先出資の取得後	資産の流動化に関する法律第四十八条第一項又は旧資産流動化法第四十八条	商法第二百十二条第四項	第一百三十五条第一項第一号
第一百三十六条第一項第一号	第二百七十七条第一項	資産の流動化に関する法律第四十八条第一項又は旧資産流動化法第四十八条	商法第二百十二条第一項	第一百三十六条第一項第一号
同法第二百十五条ノ一第一項	第二百七十七条第一項又は第二百七十二条	第二百七十七条第一項又は第二百七十二条	同法第二百十五条ノ一第一項	三百三十六

第一百三十六条第三項	消却	
第一百四十六条第一項 株式、商法第二百三十条ノ八 第三項第一号の株式、同項第六号の新株又は同条第六項の 株式 これらの株式又は新株	株券喪失登録がされた株券の 株式、商法第二百三十条ノ八 第三項第一号の株式、同項第六号の新株又は同条第六項の 株式 これらの株式又は新株	第一百三十二条第一項第一号の一一定の日において公示催告手続が行われていて優先出資証券又は単位未満優先出資証券の優先出資
第一百三十条第一項、第一百三十一条第四項（第一百四十条第一項において準用する場合を含む。）及び第一百四十三条第四項（同条第八項及び第十項において準用する場合を含む。）	当該優先出資	第一百三十二条第一項第一号の一一定の日において公示催告手続が行われていて優先出資証券又は単位未満優先出資証券の優先出資

第一百四十六条第一項

む。)

商法第二百三十条ノ八第一項に規定する日（同法第二百三十条ノ七第二項（同法第二百三十二条ノ二）の規定により株券喪失登録が抹消されたときは、同法第二百十六条第一項又は第二百二十条第四項（同法第二百十三条第二項において準用する場合を含む。）の期間内に利害関係人が異議を述べなかつた場合におけるその期間

同項の優先出資証券又は単位未満優先出資証券に係る除権決定の正本若しくは謄本その他の主務省令で定めるものを添付して請求があつた場合には、遅滞なく

満了の日。以下この条において同じ。）において

株券喪失登録がされた株券の株式についてのその日における

名義人（同法第二百三十条

第二項に規定する名義人をい

い、同法第二百三十条ノ六第

四項又は同法第二百三十条ノ

七第三項の規定により名義書

換をしたものとみなされる株

券喪失登録者（同法第二百三

十条ノ二第二項に規定する株

券喪失登録者をいう。）を含

当該請求を行つた者（以下この条において「請求者」という。）

む。以下この条において同じ。)

名義人が同法第二百三十条ノ

請求者が当該申出の日

八第一項に規定する日

名義人の

請求者の

第一百四十六条第三項
商法第二百三十条ノ八第一項

同項の請求があつた場合には

に規定する日以後

名義人

請求者

第一百四十六条第三項第
二号

第一百四十六条第四項
第一百三十二条第五項及び

第一百三十二条第五項（第一号ヘ及びト並び

に第二号口及びハを除く。）及び

第一百四十六条第五項の

商法第二百三十条ノ八第一項

第一百四十六条第二項に規定する請求の日の
に規定する日の前に株券喪失

表

前に当該請求に係る優先出資